

那覇市公報

号外第 6 8 3 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇監 査 委 員 公 表

○平成 19 年度定期監査（前期）の結果に対する措置について（公表）………… 859

監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 3 号

平成19年12月11日

那覇市監査委員	長嶺	紀雄
同	宮里	善博
同	大城	春吉
同	洲鎌	忠

平成 19 年度定期監査（前期）の結果に対する措置について（公表）

平成 19 年度定期監査（前期）の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長から通知があったので、別添のとおり公表します。

環 境 部

○ 環境政策課

(1) 団体負担金について（環境部の共通検討事項）

負担金交付団体の運営状況について、交付団体の平成 17 年度決算書で確認した結果、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰越している団体が見受けられる。

負担金は交付額の多寡にかかわらず、本市の財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容及び経費を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、団体運営の在り方及び負担金見直し等を行い、効率的・効果的な予算執行に検討されたい。各課等における見直し等、検討を要する団体の決算状況は、次のとおりである。

交 付 団 体 決 算 状 況

(単位：円)

団 体 名	平成18年 度予算額 (那覇市)	平 成 17 年 度 決 算 額			収支 比率 (%)	主 管 課
		収入額	支出額	収支差額		
国連大学ゼロエミッション フォーラム	50,000	28,170,000	13,941,000	14,229,000	49.5	環境政策課
九州都市環境行政 連絡会議	20,000	1,156,383	774,111	382,272	66.9	環境保全課
沖縄県合併処理浄 化槽普及促進市町 村協議会	30,000	2,170,147	235,042	1,935,105	10.8	環境保全課
ラムサール登録湿 地関係市町村会議	70,000	1,186,643	248,090	938,090	20.9	環境保全課

※ 収支比率 80%未満の団体

□ 環境部の共通検討事項に関する措置

ご指摘のありました団体負担金（国連大学ゼロエミッションフォーラム外3団体）につきましては、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、交付団体に対して、負担金の見直しを含めた適切な団体運営に努めるよう要望しております。

(2) 予算の適正執行について（注意事項）

し尿・浄化槽汚泥処理施設整備事業を防衛補助（平成 18・19 年度国庫債務負担行為）で実施することになり、し尿等下水道放流施設建設工事（建築・機械・電気）請負契約を平成 19 年 1 月 30 日仮契約、同年 3 月 12 日議会の議決により本契約を締結している。

当該補助事業の場合、初年度で 2 割、翌年度 8 割の執行が前提となっているため、施工監理業務委託契約を平成 18 年度に締結し、工事請負費と同様 2 割分を前金払いする予定であったが、同業務委託は、前金払い制度の適用がない

ことが分かり未執行となっている。

予算執行に当たっては、事前に関係法令等を十分調査の上、適正な予算執行に注意されたい。

□ 注意事項に関する措置

今後は、関係法令等の事前調査や熟知に努め、かかる事がないよう予算の適正執行に努力していきます。

○ クリーン推進課

予算の適正執行について（注意事項）

一般事務費の印刷製本費（1件）、リサイクルプラザ管理運営費の修繕料（9件）及び工事請負費（1件）並びに環境の森創生事業の原材料費（1件）については、支出負担行為を遡及し事務処理を行っている。

また、最終処分場重機（ブルドーザー、油圧ショベル）のフルメンテナンス業務委託（1,523万3,400円）及び一般廃棄物（びん）処理業務委託（1,836万円）契約については、収入役事前合議がなされていない。

これらのことは、組織内部のチェック体制が十分に機能していなかったために事務処理の誤りが見過ごされたのではないかと史料される。

今後、予算執行に当たっては、組織内部のチェック体制の強化により、那覇市予算決算規則を順守し、適正な予算執行に注意されたい。

□ 注意事項に関する措置

消耗品や工事、修繕の必要があった場合には、起案・決裁等の承認を得て契約等の締結したときに支払いに必要な予算金額を確保する事務処理として、支出負担行為を作成することと、委託金額が100万円以上の支出の場合に工事金額等を支払う前に収入役の承認を得ることが、那覇市会計規則に規定されています。

支出負担行為の遡及や、収入役の合議が漏れた原因は、年度途中に支出事務担当者に集中していた支払い事務を、各事業担当者が支払いまで完結させる事務見直しを行った際の事務引継とチェック体制が十分でなかったことが大きな要因と考えています。監査の注意後は、那覇市予算決算規則に定められた適正な予算執行・管理について周知徹底を図るとともに、決裁権者のチェックを強化し、適正な予算執行に留意しております。

○ 環境保全課

（1）予算の適正執行について（留意事項）

損害賠償請求事件に関する弁護士委託料（400万円）については、那覇市予算決算規則第23条（支出負担行為の整理区分及び事前合議）の規定により、収入役合議することになっているがなされていないことは、予算執行上不適切である。

今後、那覇市予算決算規則を順守し、適正な予算執行に留意されたい。

□ 留意事項に関する措置

ご指摘のとおりであり、今後は法令等を把握し適正な予算執行に努力します。

（２）水資源有効利用促進事業について（努力事項）

水資源有効利用促進事業については、水資源の有効利用及び地下水かん養等に資するため、住宅に雨水施設又は井戸水を利用するための施設を設置した者に対し、その経費の一部を補助する事業で 128 万円の予算額に対し、62 万 4,900 円（執行率 48.8%）の執行となっている。

市民の友、パンフレット等により広報しているが、ここ数年間は、断水等もなく、同補助事業の実績が低くなっているとのことである。

今後の水資源有効利用の観点から、洗濯や散水等の生活雑排水への雨水利用や井戸水の有効利用の促進を図ることは、水環境の保全に繋がることから広報活動の充実強化を図り、適正な予算執行に努力されたい。

□ 努力事項に関する措置

水資源有効利用の促進を図るよう今後も広報活動に努力します。

なお、平成 19 年度においては、前期（４月～９月）においては 56%の交付決定がされております。

（３）団体負担金について（検討事項）

各種団体に負担金を交付している。これは、環境政策課の「６（１）団体負担金について（環境部の共通検討事項）」と共通内容の検討事項である。（環境保全課分を参照）

□ 環境部の共通検討事項に関する措置

（１）九州都市環境行政連絡会議負担金（収支比率 66.9%）

- ・ 平成 18 年度より負担金を 3 万円から 2 万円に減額。

（２）沖縄県合併浄化槽普及促進市町村協議会（収支比率 10.8%）

- ・ 負担金の見直しを含めた適切な団体運営を要望中。平成 18 年度の決算においては、執行率 75.6%となっています。

（３）ラムサール条約登録湿地関係市町村会議（収支比率 20.9%）

- ・ 平成 18 年度より負担金を 7 万円から 4 万円に減額。平成 18 年度の事業においてこれまでの繰越金を活用し、ホームページの開設などを行い 75.9%の執行率となっています。

教育委員会生涯学習部

○ 総 務 課

(1) 支出負担行為について（注意事項）

歳出予算については、第 11 節需用費の消耗品費、修繕料（施設等）、第 12 節役務費の筆耕翻訳料、第 18 節備品購入費（庁用備品）など平成 19 年 3 月 31 日までに行わなければならない支出負担行為を、同年 4 月以降になって書類の日付を 3 月 31 日として処理している。

歳出予算の会計所属年度は、地方自治法施行令第 143 条（歳出の会計年度所属区分）第 1 項の規定では、経費は、その当該事実の生じた時又は当該行為の存した日又は支出負担行為をした日の属する年度に区分することとされているので、債務の原因である当該行為の履行があった日や支出負担行為をした日の属する年度として 3 月 31 日までに債務を決定しなければならない。

よって、支出負担行為については、同法施行令第 143 条に従って、処理されたい。

□ 注意事項に関する措置

歳出予算の執行に当たって日付を遡って処理しているものは、年度末の繁忙から担当職員の事務処理が遅れたものであるが、例え繁忙期といえども予算執行は、関係法令等により行うべきものであり、今後は、支出負担行為については、地方自治法施行令第 143 条に従って、事務処理に当たっての遅れや遺漏がないよう、上司において予算執行状況等の把握を十分行い、担当職員への指導等を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。

(2) 庁舎警備業務委託費について（検討事項）

庁舎警備業務については、警備業務仕様書に、「受託者は、労働基準法その他の法令規則を順守し、最低賃金以下の使用がないようにすること。」と法令順守の項目を入れているが、結果として契約締結後、当該業者は、最低賃金適用除外の許可を受けており、仕様書とのそごが見られるので、今後検討されたい。

□ 検討事項に関する措置

警備業務仕様書の「受託者は労働基準法その他の法令規則を遵守すること。特に、業務にあたる者に対する賃金不払いや最低賃金以下での使用がないようにすること。」の「最低賃金以下での使用がないようにすること。」は、最低賃金法に規定する適用除外等の正規の手続を経ないで、最低賃金以下で使用する事ができないようにすることとの趣旨であります。その点が明瞭になっていないことから、平成 19 年度の警備業務仕様書には、最低賃金の適用除外を受けた場合は、その許可書の写しを提出するよう明記しました。

なお、警備業務に従事する者の最低賃金が保証される入札のあり方については、全庁的な庁舎警備業務に関わる課題であり、市長部局主管課（管財課）と関係を取りながら、現行法令、入札制度等の調査・検討を進めてまいります。

（３）団体負担金について（生涯学習部の共通検討事項）

負担金交付団体の運営状況について、交付団体の平成 17 年度決算書等で確認した結果、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰越している団体がかかなり見受けられる。

負担金は、交付額の多寡に係わらず、本市の財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容及び経費を当該団体の会則及び決算等で十分な検証をし、団体運営の在り方及び負担金見直し等を行い、効率的・効果的な予算執行を検討されたい。各課等における見直し等、検討を要する団体の決算状況は次のとおりである。

負 担 金 交 付 団 体 決 算 状 況

（単位：円）

団 体 名	平成18年 度予算額 (那覇市)	平 成 17 年 度 決 算 額			収支 比率 (%)	主 管 課
		収入額	支出額	収支差額		
全国史跡整備市町村協議会	40,000	37,789,470	29,331,781	8,457,689	77.6	文化財課
沖縄地区史跡整備市町村協議会	20,000	2,181,483	1,547,511	633,972	70.9	文化財課
文化財指定庭園保護協議会	5,000	1,285,749	506,880	778,869	39.4	文化財課
沖縄県無形文化財工芸技術保持団体協議会	10,000	360,889	220,000	160,889	55.4	文化財課
沖縄県視聴覚ライブラリー連絡協議会	50,000	769,936	578,404	191,532	75.1	中央図書館
沖縄県博物館協会	5,000	475,302	257,002	218,300	54.1	壺屋焼物博物館
那覇地区社会教育委員連絡協議会	39,000	131,948	46,395	85,553	35.2	生涯学習課
全国生涯学習市町村協議会	30,000	16,279,639	10,979,304	5,300,335	67.4	生涯学習課
那覇地区公民館連絡協議会	56,000	116,863	66,542	50,321	56.9	生涯学習課
沖縄県公立文教施設整備期成会	670,000	8,692,960	4,500,608	4,192,352	51.8	施設管理課

※ 収支比率80%未満の団体

○ 生涯学習課

（１）那覇市児童生徒県外交流事業旅行業務について（留意事項）

児童生徒県外交流事業の旅行業務委託について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（随意契約）を適用し随意契約を締結している。その理由として、利用する航空便等の日時・航空会社を指定しており、席の予約状況により金額が著しく変動し、場合によっては予約できない状況も発生するため競争

入札にはなじまないとしている。

このような委託条件では随意契約とする理由に乏しく、また、数社から見積書を徴取していることから、競争入札が可能であると思われるので契約方法について検討されたい。

□ 留意事項に関する措置

平成 19 年度については、平成 15 年度の旅行業務委託の指名競争入札参加業者ならびに平成 15 年度以降の県外交流事業事前調査の航空券等手配を依頼した業者の中から、5 社を指名し、指名競争入札を行い予定価格の範囲内で落札いたしました。

次年度以降につきましても、今年度の結果を十分検証し、競争入札の実施を図ってまいります。

（2）団体負担金について（検討事項）

各種団体に負担金を交付している。これは、生涯学習部総務課の「6（3）団体負担金について（生涯学習部の共通検討事項）」と共通内容の検討事項である。（生涯学習課分を参照）

□ 生涯学習部の共通検討事項に関する措置

団体負担金につきましては、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、厳しい財政状況の折、交付団体に対して、負担金等の見直しを含めた適切な団体運営に効率的・効果的な予算執行に留意してまいります。

また、那覇地区社会教育委員連絡協議会では、13 万 1,948 円という脆弱な予算の中から、隔年で実施している事業があり、そのために予算の一部を隔年ごとに繰越すことにより対応していた実態がありました。今後は予算の適正な執行が図られるよう団体へ提言してまいります。

○ 市民スポーツ課

県外派遣補助金の概算払の精算について（留意事項）

児童の県外派遣補助金を概算払により交付しているが、一部において精算事務の遅れが見受けられる。これはスポーツ大会等終了後に提出しなければならない実績報告書が期限内に提出されていないことによるものであるが、那覇市会計規則第 62 条（概算払の精算）によれば、概算払を受けた者は要務終了後 7 日以内に精算しなければならないとなっていることから、補助金受領者に対し期限の順守を指導するよう留意されたい。

□ 留意事項に関する措置

本事業は、児童が、スポーツ競技大会において、本市及び本県を代表して県外の大会に出場する場合、派遣にかかる費用の一部を補助するものであります。

ご指摘のとおり、県外派遣補助金の精算事務につきましては、一部の補助金受領者が、期限内に実績報告が提出されないことにより、那覇市会計規則第 62 条（概算払の精算）に規定されている事務に遅れが生じました。

期限内に実績報告書の提出ができなかった主な理由は、補助金受領者が、始めて補助金申請を行うことにより事務処理に不慣れであったこと及び、仕事又は家事の多忙などの都合により、提出すべき書類を期限内に揃えることができなかったこと等によるものであります。

今後、本事業の執行にあたっては、補助金受領者に、申請から実績報告書の提出までのスケジュールの説明及び提出すべき書類の取りまとめ方の助言を行うとともに、補助金受領者と連絡を密にし、実績報告書の提出期限を遵守するように指導してまいります。

○ 文化財課

（1）行政財産目的外使用料の未収金について（留意事項）

行政財産目的外使用料の未収金（5,108 円）については、平成 18 年 4 月 20 日識名園を使用した業者が 4 月 28 日に使用料金額の確認もせずに別の納付書（5,108 円）で納付し、さらに、5 月 11 日に 4 月 20 日分の納付書が残っていたので、未納と思い再納付したために生じた過誤納金であるが、その還付の書類を誤って出納処理をし、調定が減額されてないためである。

使用料徴収の流れは、申請書類が提出されたら、許可通知書と使用料納付書を発送し、使用後に使用料の納付がされる手順としているが、那覇市行政財産使用料条例第 2 条（使用料の徴収）は、使用許可の際に使用料を徴収すると規定されているので、条例に従って処理されたい。

□ 留意事項に関する措置

過誤納金の処理については、関係規定に基づき正確な出納処理に努めてまいります。また、使用料の収納については、条例の規定に従い処理できるよう手続きの見直しを行います。

（2）しんかぬちゃーまーい案内板設置工事について（是正事項）

しんかぬちゃーまーい案内板設置工事請負費については、年度末の 3 月 26 日に 87 万 1,500 円で工事請負契約を締結し、年度内事業完成をしたとのことである。この工事は、高さ 2.1m、30 cm 角の標柱に文化財の案内を記した陶板を貼り付けるものであるが、陶板の製作が県内の業者では困難なことが判り、県外業者に作成を依頼したため工期が大幅に遅れ、実際には年度内の完了が出来なかったとのことである。会計年度末に近くなって工事請負契約をしていることは、当該予算執行のあり方に問題があると思われる。

今後は、地方自治法第 208 条（会計年度及び独立の原則）を遵守し、かかる事態が生じないようにしっかりした執行管理の徹底と再発防止に万全を期されたい。

□ 是正事項に関する措置

再発防止のため、ゆとりのある工期設定と執行管理の強化を行います。

（3）団体負担金について（検討事項）

各種団体に負担金を交付している。これは、生涯学習部総務課の「6（3）

団体負担金について（生涯学習部の共通検討事項）」と共通内容の検討事項である。（文化財課分を参照）

□ 生涯学習部の共通検討事項に関する措置

団体の決算等を十分に検証し、適正な負担金額について検討してまいります。

（４）販売目的の書籍等について（注意事項）

販売目的の絵はがきや書籍等について、「しゅりぬんかしばなし」は、帳簿上平成 17 年度末の在庫が 2,189 冊で、平成 18 年度中に 15 冊を売却して 2,174 冊となっているが、在庫を整理した結果 4,971 冊残している。

又、「かいせつ編」の書籍は、平成 18 年度中に購入払出しがないにも関わらず平成 17 年度末帳簿上の在庫より 48 冊少なかった。

これらの原因としては、書籍等の保管体制が出来てないためであるが、物品売払収入として、予算化していることから、十分なる管理を行うよう注意されたい。

□ 注意事項に関する措置

帳簿上の数と実際の在庫に過不足が生じた書籍等については、当初、無料配布をしておりましたものを平成 17 年度から有料配布に切り替えております。切り替え時点での在庫確認ミスが過不足を生じた理由として考えられます。今後このようなことがないように定期的な在庫確認と保管体制の強化を行います。

○ 施設管理課

（１）団体負担金について（検討事項）

各種団体に負担金を交付している。これは、生涯学習部総務課の「6（３）団体負担金について（生涯学習部の共通留意事項）」と共通内容の留意事項である。（施設管理課分を参照）

□ 生涯学習部の共通検討事項に関する措置

沖縄県公立文教施設整備期成会負担金については、事業費割額（前年度国庫補助金の 0.07%）と均等割額一律 2 万円の合計額として算出することになっておりましたが、多額の翌年度繰越額が発生していることから、当該団体で検討した結果、事業費割額は廃止することで見直されております。

平成 18 年度は事業費割額 67 万 3 千円と均等割額 2 万円の合計額 69 万 3 千円を予定していましたが、均等割額の 2 万円のみとなり、既に平成 18 年度から実施しております。

○ 公 民 館

（１）支出負担行為について（注意事項）

歳出予算については、第 11 節需用費の修繕料、12 節役務費の通信運搬費、13 節業務委託料、16 節原材料費及び第 18 節備品購入費について、平成 19 年

3月31日までに行わなければならない支出負担行為を、平成19年4月になって書類の日付を3月31日として処理している。

歳出予算の会計年度は、地方自治法施行令第143条（歳出の会計年度所属区分）第1項の規定で、経費は、その当該事実の生じた時又は当該行為の存した日又は支出負担行為をした日の属する年度に区分することとされているので、債務の原因である当該行為の履行があった日や支出負担行為をした日の属する年度として3月31日までに債務を決定しなければならない。

よって、支出負担行為については、同法施行令第143条に従って、処理されたい。

□ 注意事項に関する措置

歳出予算の執行に当たって日付を遡って処理しているものは、年度末の繁忙から担当職員の事務処理が遅れたものであるが、今後は、支出負担行為については、地方自治法施行令第143条に従って、事務処理に当たっての遅れや遺漏がないよう、予算執行状況等の把握を十分行い、適正な事務処理に努めてまいります。

（2）業務委託契約の決裁手続きについて（努力事項）

予算は、那覇市予算決算規則第15条（予算の配当）に基づいて執行していくが、予算編成後に発生した事情により、特に行政上の必要が認められる場合は、その手続きを明確にするための周知事項として財務部から「予算流用及び予備費充用の事務取扱について」の処理要領が示されている。

業務委託料の落札残額の予算執行については、使途変更による財政課の合議（決裁）を要するが、合議がされていないのが見受けられた。

今後、使途変更については、処理要領に従って、適正な手続での予算の執行に努められたい。

□ 努力事項に関する措置

業務委託料の落札残額の執行については、予算編成後に、館の管理運営上、委託業務が生じたため、やむを得ず執行したものであります。今後は「予算流用及び予備費充用の事務取扱について」の要領に基づき適正な事務処理に努めてまいります。

（3）公民館・図書館警備業務委託費について（検討事項）

庁舎警備業務については、契約書及び仕様書に、法令順守の項目を設けているが、結果として、この落札業者は、最低賃金適用除外許可書を受け、仕様書等とのそごが見られる。

入札に当たっては、仕様書に記載されていることを順守されたい。

□ 検討事項に関する措置

庁舎警備業務の仕様書の内容は「入札予定価格には仮眠時間も労働時間として積算されている。そのことを踏まえたうえで受託者は労働基準法その他の法令規則を遵守すること。特に、業務にあたる者に対する賃金不払いや最低賃金以下での使用がないようにすること。なお、最低賃金の適用許可を受けた場合には、その許可書の写しを速やかに教育委員会へ提出すること。」となっております。

ります。

「最低賃金以下での使用がないようにすること。」ということについては、最低賃金の適用除外の許可を受けた場合には、その限りではないという解釈のもとで、最低賃金の適用除外の許可を受けた事業者については、その許可書の写しを提出してもらっております。（そのような解釈をしないと最低賃金の適用除外を受けた事業者はその入札に参加できないということになります。）

平成 18 年度においては、なお書き以降の文面がなかったため平成 19 年度の仕様書には、なお書き以降の文面「なお、最低賃金の適用除外の許可を受けた場合には、その許可書の写しを速やかに教育委員会へ提出すること。」を追加することにいたしました。

そのようなことも含め、文面上の表現方法に矛盾がないかどうか関係各課との調整を図ってまいります。

（４）切手等の保管状況について（検討事項）

全公民館（７館）の切手の保管状況は、平成 17 年度は、9,420 枚、平成 18 年度は、9,231 枚在庫として残っている。各公民館とも在庫が過大にあることから、一括管理等について検討されたい。

□ 検討事項に関する措置

切手等の保管については、監査の指摘以降、予算執行を中央での一括管理を行い、地区館へは現物を払いだす方法へ変更し、過大な在庫が生じない様努めております。

○ 中央図書館

（１）冷房設備保守点検業務委託契約について（留意事項）

中央図書館・中央公民館（以下「中央図書館等」という）及び若狭図書館・若狭公民館の空調設備保守点検業務は、那覇市契約規則第 21 条第 1 項表 6 号（随意契約によることができる限度額等）に基づき、２業者から見積書を徴取し、前者は市外業者と 33 万円、後者は市内業者と 46 万 2,000 円で随意契約を締結している。また、契約書を精査すると、中央図書館等の保守点検業務委託契約書には保守点検の対象となる保守対象機器や点検の回数等が明記されていない。

契約に当たっては、契約条件に保守対象機器や点検の回数等を具体的に明記した上で、両施設をまとめて競争入札に付し、透明性を向上させ効率性の確保に努められたい。

□ 留意事項に関する措置

中央図書館・公民館の空調設備保守点検業務につきましては、契約条件に保守対象機器や点検回数等を明記の上、若狭図書館・公民館の空調設備保守点検業務とまとめて入札に付していきたいと思っております。

（２）トイレ用消臭・芳香供給装置の賃貸借契約について（検討事項）

中央図書館 1 階男女トイレの消臭・芳香のため、地方自治法施行令第 167 条

の2第1項第2号（随意契約）に基づき、契約相手方のみから見積書を徴取し随意契約している。

トイレ用消臭・芳香供給装置を賃貸する業者は複数あるので、随意契約するに当たっては、那覇市契約規則第21条第1項表6号（随意契約によることができる限度額等）を適用し、同規則第21条の3（見積書の徴取）に基づき2人以上から見積書を徴取し、最も有利な価格で契約されたい。

□ 検討事項に関する措置

ご指摘の事項については、那覇市契約規則第21条及び同規則第21条の3に基づき、複数の業者から見積書を徴取するなど適正な執行をまいります。

（3）視聴覚機材・教材搬送業務について（注意事項）

平成17年度歳入歳出決算審査意見書の中で次のとおり意見を述べた。

「平成16年度の決算審査において、『利用団体へ機器・教材の使用を無料とするのは理解できるが、その搬送業務についても市が負担するのは、受益者負担の観点から、その応分の負担を求めることを検討されたい。』と指摘してきたところであるが、改善の様子が見られない。当該事業の公的役割と維持管理経費の公的支出の見直しについて検討されたい。」

平成18年度は、市内の保育園、幼稚園、学童クラブ、児童館、小学校、中学校及び社会教育関係団体やその他の官公署など189団体に1,548回、視聴覚機材・教材を搬送している。

平成16年度及び平成17年度の歳入歳出決算審査意見書の中で意見を述べたとおり、その搬送業務まで市が全額負担するのは、受益者負担の観点から適切ではないものと思われる。当該事業の維持管理経費の公的支出の見直しについて検討されたい。

平成18年度搬送団体数・実績及び予算・決算額（中央図書館提供）

年 度	団体数	搬送回数	予算額	決算額
平成18年度	189団体	1,548回	181万3,000円	164万9,340円

□ 注意事項に関する措置

視聴覚教材・機材の搬送は、映写機が約20kg、スクリーンが約2mと運搬には利用者側にも負担となっており、業務委託の搬送車を活用することにより、教職員や保育士、社会教育団体担当者の時間や労力の負担軽減になり、本来の授業や保育業務などの充実に貢献してきました。

しかしながら、ご指摘の受益者負担の観点から、平成19年度においてはこれまでの搬送対象を見直し、社会教育団体やその他の官公署を外し、幼児、児童、生徒を対象とした保育園、幼稚園、学童クラブ、児童館、小、中学校に限定して搬送を行っております。なお、搬送に係る経費(委託料)では対前年度比で約25%の削減となっております。

平成20年度につきましても、さらに縮減に努めてまいります。

（4）団体負担金について（検討事項）

各種団体に負担金を交付している。これは、生涯学習部総務課の「6（3）

団体負担金について（生涯学習部の共通留意事項）」と共通内容の留意事項である。（中央図書館分を参照）

□ 生涯学習部の共通検討事項に関する措置

団体負担金につきましては、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、効率的・効果的な予算執行に努めてまいります。

なお、当該団体の平成 18 年度の決算における収支比率は、99.2%でかなり改善されております。

○ 壺屋焼物博物館

（1）団体負担金について（検討事項）

各種団体に負担金を交付している。これは、総務課の「6（3）団体負担金について（生涯学習部の共通検討事項）」と共通内容の検討事項である。（壺屋焼物博物館分を参照）

□ 検討事項に関する措置

沖縄県博物館協会の団体負担金については、同協会の平成 17 年度決算の収支比率が 54.1%と低いことにより監査において指摘を受けたものであります。

そこで、那覇市としては平成 18 年度の沖縄県博物館協会の総会が宜野湾市で開催された際、監事としての立場から、有効に予算を執行するよう問題提起したところであります。

平成 18 年度決算については、48.8%と依然として収支比率は低い状況にありますが、平成 19 年度予算書に沖縄県博物館協会のホームページ作成委託料 20 万円が計上されていることから、収支比率が高まることを期待するものであります。

（2）切手等の保管状況について（留意事項）

切手の保管状況について、平成 17 年度末において 100 円切手が 1,140 枚、200 円切手が 740 枚と十分な在庫が有るにもかかわらず新たに切手を購入したため、平成 18 年度末においても 100 円切手が 1,214 枚、200 円切手が 1,134 枚と必要以上の在庫を抱えた状況となっている。

物品の購入にあたっては、那覇市物品会計事務取扱要綱を順守し、適切な執行管理に留意されたい。

□ 留意事項に関する措置

切手の保管状況については、平成 18 年度末において 100 円切手が 1,214 枚、200 円切手が 1,134 枚と必要以上の在庫を抱えた状況となっています。

平成 19 年度においては、適切な執行管理に努めており、必要以上の在庫を抱えないように執行いたします。

また、必要以上の予算を確保しないよう努めるものであります。

教育委員会学校教育部

○ 学校教育課

(1) 団体負担金について（学校教育部の共通検討事項）

負担金交付団体の運営状況について、交付団体の平成 17 年度決算書等で確認した結果、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰越している団体が見受けられる。

負担金は交付額の多寡にかかわらず、本市の財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、団体運営の在り方及び負担金見直し等を行い、効率的・効果的な予算執行に検討されたい。各課等における見直し等検討を要する団体の予算状況は、次のとおりである。

負 担 金 交 付 団 体 決 算 状 況

学校教育部関係分

(単位：円)

団 体 名	平成18年度予算額 (那覇市)	平 成 1 7 年 度 決 算 額			収支 比率 (%)	主 管 課
		収入額	支出額	収支差額		
沖縄県青少年センター連絡協議会	5,000	48,194	24,444	23,750	50.7	青少年センター
沖縄県適応指導教室連絡協議会	10,000	190,015	108,520	81,495	57.1	青少年センター
沖縄県教育研究所連盟	20,000	415,866	182,600	233,266	43.9	教育研究所

※ 収支比率 80%未満の団体

(2) 支出負担行為について（注意事項）

歳出予算については、第 11 節需用費の消耗品費、の支出負担行為 7 件（19 万 9,647 円）は年度内の 3 月 31 日までにを行わなければならないが、それが 4 月になって書類の日付を 3 月 31 日として支出負担行為が行われている。

歳出予算の会計所属年度は、地方自治法施行令第 143 条（歳出の会計年度所属区分）第 1 項の規定では、経費は、その当該事実の生じた時又は当該行為の存した日又は支出負担行為をした日の属する年度に区分することとされているので、時間外勤務手当や光熱水費などのように 3 月 31 日までの実績が 4 月以降にならないと確定しないものを除いては、債務の原因である当該行為の履行があった日や支出負担行為をした日の属する年度として 3 月 31 日までに債務を決定しなければならない。よって、支出負担行為については同法施行令第 143 条（歳出の会計年度所属区分）に従って処理されたい。

□ 注意事項に関する措置

ご指摘の第 11 節需用費消耗品費の支出負担行為については、地方自治法施行令第 143 条第 1 項の規定を遵守し適正な事務処理に努めます。

（3）契約事務について（注意事項）

ガス湯沸器取り付け等、他 10 件の修繕料において、支出命令書の検査検収日欄に検査員氏名及び検査合格印の押印漏れがある。「出納事務の周知事項」を順守し、適切な予算執行に処理されたい。

☐ 注意事項に関する措置

ご指摘の施設修繕の検査検収につきましては、今後は「出納事務の周知事項」に基づき、検査調書等を添付して適切な予算執行に努めます。

○ 青少年センター

（1）負担金について（検討事項）

各種団体に負担金を交付している。これは、学校教育部学校教育課の「6（1）団体負担金について（学校教育部の共通検討事項）」と共通内容の検討事項である。（青少年センター分を参照）

☐ 学校教育部の共通検討事項に関する措置

団体負担金につきましては、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、厳しい財政状況の折、交付団体に対して適切な団体運営のあり方及び負担金を見直した効率的・効果的な予算執行を促してまいります。

（2）消防用設備保守点検業務委託契約について（注意事項）

消防用設備保守点検業務については、青少年センターにおける消防用設備が常に正常に作動するよう保守点検を行う業務であり、通常は年間を通して委託すべきものである。しかしながら今回の契約にあたり委託業者からの見積書提出が遅れたため5月からの契約となっている。

当該施設は市民の利用も多いため特に防火管理に万全を期すべき施設であることから、契約事務を計画的に実施するよう注意されたい。

☐ 注意事項に関する措置

今後は契約事務を計画的に実施し、遅れの無いように努めます。

○ 教育研究所

（1）団体負担金について（学校教育部の共通検討事項）

各種団体に負担金を交付している。これは、学校教育部学校教育課の「6（1）団体負担金について（学校教育部の共通検討事項）」と共通内容の検討事項である。（教育研究所分を参照）

☐ 学校教育部の共通検討事項に関する措置

団体負担金につきましては、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、厳しい財政状況の折、交付団体に対して

適切な団体運営のあり方及び負担金を見直した効率的・効果的な予算執行を促してまいります。

○ 学校給食センター

（１）使用料の徴収方法について（留意事項）

学校給食センターでは、那覇市教育委員会職員駐車土地使用事務処理要綱に基づき職員から駐車場使用料を徴しているが、真和志給食センターでは、利用職員全員の徴収が完了する間、同センター内の金庫で現金を保管して翌月にまとめて銀行に振り込んでいる。

また、小禄給食センターでは年間使用料を一括納付しているが、数ヶ月間金庫に現金を保管している状況や納入職員に領収証を交付していない事例がある。このような公金の納付のあり方や領収書の未発行は、事務処理要綱第5条（使用料の徴収方法）の規定に照らし適正さを欠くものであり留意されたい。

□ 留意事項に関する措置

真和志給食センター・小禄給食センターともに、那覇市教育委員会職員駐車土地使用事務処理要綱に基づき、利用職員へ納付書を発行し直接金融機関へ振り込ませています。

（２）ボイラー管理業務委託料の支払方法について（検討事項）

学校給食センターでは、那覇、小禄、首里、真和志の4センターのボイラー管理業務委託を業務改善により一括入札して経費の削減に効果をあげてきている。しかし、当該委託料の支払事務については、4センターがそれぞれ同一金額を毎月同一受託者に支払いをしており、事務の効率化を図るため支払事務をまとめる等の業務改善策について検討されたい。

□ 検討事項に関する措置

支払事務の一元化については、現行の予算形態との兼ね合いもありますので、今後検討していきます。

議 会 事 務 局

○ 庶務課、議事課、調査課

(1) 未収金について（是正事項）

議員の辞職に伴う議員報酬返還金として、17万3,033円の未収金が生じている。本件については、予算の歳入科目として議員報酬返還金を新設し、平成17年6月1日に当該分の議員報酬に係る戻入（日割り計算）の収入調定をしている。その後、書面での納付通知や配達証明付で通知したが、受け取りがなく現在に至っている。

この未収金の収納については、迅速に取り組んでいるとはいえず、法的手段での対応策を講じるなど、迅速かつ実効性のある措置をとるよう改善された。

なお、当該議員報酬返還金は、平成18年度の予算では滞納繰越分として明記すべきものであるため、正確な調定事務に努められたい。

□ 是正事項に関する措置

議員報酬の返還につきましては、今後、通知方法の見直しや実効性のある措置を取ることを検討していきたいと考えています。

また、調定事務については、滞納繰越分として適正な事務処理を行っていききたいと考えています。

(2) 団体負担金について（検討事項）

負担金交付団体の運営状況について、交付団体の平成17年度決算書で確認した結果、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰越している団体が見受けられる。

負担金は交付額の多寡にかかわらず、財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、団体運営の在り方及び負担金見直し等を行い、効率的・効果的な予算執行に留意されたい。議会事務局における見直し等検討を要する団体の決算状況は、以下のとおりである。

交 付 団 体 決 算 状 況

(単位：円)

団 体 名	平成18年度予算額 (那覇市)	平成17年度決算額			収支 比率 (%)	主 管 課
		収入額	支出額	収支差額		
九州市議会議長 会負担金	132,000	11,281,944	8,773,694	2,508,250	77.8	庶務課

※ 収支比率80%未満の団体

□ 留意事項に関する措置

団体負担金につきましては、今後、他市議会の動向も踏まえ、効率的・効果的な団体運営のあり方について検討していきたいと考えています。